

『第2期荒尾市空家等対策基本計画（素案）』に対するパブリックコメントの結果について

【実施期間】 令和4年1月14日(金)～令和4年2月14日(月)

【実施結果】 いただいたご意見：3名（4件）

【取りまとめの注意点】

提出いただいたご意見等につきましては、適宜、整理・要約させていただいております。

| NO. | ご意見・ご提案の内容 | | ご意見等に対する市の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| 1 | P23 | 計画書本文で空家法の抜粋や特定空家等の認定の流れが書いてあるが、空家法全文を掲載した方が良いのではないか。 | 空家法全文を含めた空家に関する各種法令については、前回計画と同様、資料編に掲載します。 |
| 2 | P27 | 地区協議会単位での空家問題の説明会を数多く行うことや空家バンクの周知・利用促進など、課題は山積しているが、市民への周知に力を入れてほしい。 | <p>社会問題化している空家問題の解決には、現在の空家所有者だけでなく、将来的な空家所有者（今後空家を所有する可能性のある所有者や相続人）が我が家の将来について問題意識を持つ必要があります。</p> <p>ご指摘のとおり、より多くの市民に空家問題・空家対策を周知し、近隣の空家問題だけでなく、自らも空家所有者になるという意識を持ってもらうことが空家の増加抑制につながるものと考えますので、本計画では、巡回型出前講座や固定資産税納付書への空家対策チラシの同封、民生委員・児童委員や介護サービス事業者等と連携した高齢者への周知など、より多くの市民への働きかけに重点を置くものとしています。</p> |
| 3 | P30 | 住宅の入居に困難を抱える市民への住宅供給手段としてセーフティネット住宅制度がある。荒尾市においても、市民のニーズを把握し、関係団体等と連携した協議会の設立、制度の実施を進めてほしい。また、空家の所有者にとっては、管理に対する不安から制度活用への二 | <p>本計画においても、地域活性化に向けた空家等の活用として、『住宅セーフティネットとしての居住支援』、『所有者等への提案によるシェアハウス等による空家の活用』を関係する取組みとしています。</p> <p>現在、本市独自の枠組みはできてい</p> |

| | | | |
|---|-----|--|--|
| | | <p>の足を踏む人も存在すると思われ、不動産管理（一般賃貸及びシェアハウス型の双方）にノウハウを持つ不動産業者の参画が望まれる。</p> | <p>ませんが、本年度から関係団体や庁内関係部署とともに協議しながら調査・研究を始めたところです。</p> <p>また、ご指摘のとおり、空家の損傷状態、シェアハウスに至っては広さや立地条件等により空家所有者が制度活用に向けて二の足を踏まれるケースもあると思われます。そのため、常日頃からの空家の適正管理の推進や不動産業者等の専門家との連携強化、シェアハウス等としての活用における空家所有者への働きかけを進めていく考えです。</p> |
| 4 | P31 | <p>空家の改修・賃貸・譲渡の際にネックとなる遺品や家財道具の整理について、計画書では『業者を案内する』に止まっているが、一定の条件のもとで助成を行うことも検討すべきではないか。何らかの制度で背中を押さなければ家財道具の整理は進まないように感じる。</p> | <p>空家を流通させるためには、ご指摘の遺品整理や家財道具の整理が必要であり、その他に樹木伐採、住宅改修等の費用面、相続問題の解消等の様々な解決を必要とする項目があります。</p> <p>本計画では、空家所有者アンケートからも相談先が分からないという回答もあって、空家所有者が空家の処分等に動き出すための切っ掛け作りが重要と捉え、空家所有者が抱える各種の相談内容にマッチするような相談窓口の周知・案内、そのための関係団体との連携体制の構築等により、気軽に空家所有者が相談できる環境を作ることを第一としています。また、P35に記載している草刈機の貸出サービスや空家の見守り・管理代行業者の開拓等の空家所有者が管理をしやすくする取組みも考えていますので、各取組みを確実に進め、所有者等の空家対策がスムーズに進むように取り組んでいきます。</p> <p>ご指摘の助成金等のメニューについ</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>ては、上述のように、家財道具だけでなく、樹木や家屋の問題など様々ありますので、本計画の効果検証と併せて、他自治体における効果のある助成メニュー等を調査し研究していきます。</p> |
|--|--|--|--|